

令和2年12月16日

郡山市長
品川万里 様

特定非営利活動法人 あいえるの会
理事長 白石清春

重度訪問介護支給量について（要望）

郡山市におかれましては社会福祉、障がい福祉の向上にご尽力くださり、また当法人の活動及び事業に御理解と御支援を賜り誠に感謝申し上げます。

当法人では自立移行住宅「あーすろーど」が、令和2年4月24日に完成致しました。この住宅は、重度の障がいを持つ方々が、まちなか（地域）で住民の方々とふれ合いながら、自立生活に移行することを目的としております。

入居決定の方々は、昨年度1年間を通して「自立生活」を目指すために、自立生活プログラム、ピア・カウンセリングに参加し、自立生活のノウハウを学んできました。その中で、制度の勉強会の際に、重度訪問介護の支給決定が支援区分6の場合、支給基準は月、最大で217時間という説明が貴行政職員からなされました。

障害者総合支援法の基本理念には「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること」と記載されていることから、217時間に拘ることなく相談支援員と本人が話し合っただけで決めたプランを最大限尊重し必要な時間数を支給頂けるよう下記の要望を致します。仮に必要な支給決定がなされなかった際には、私たちの望む支給決定がなされるまで幾度も貴行政職員と話し合いを続けたいと思いますので、その際は真摯に私たちと向き合ってください。尚、本要望の回答につきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、書面にて令和2年12月25日までに下記連絡先へ頂ければ幸いです。

記

- ① 支給量の支給決定は、本人の障がい程度・生活環境等を鑑みて、必要な時間数を支給すること。
- ② 重度訪問介護が必要だと思われる障がいは、ALS等、医療的ケアが必要な人だけでなく、脳性麻痺者等、全身性障がい者を含む重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者、精神障がい者も常時介助が必要不可欠であることをしっかりと認識したうえで、個々の望む日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう適切な支給決定を行うこと。

連絡先

郡山市西ノ内2丁目11-15

特定非営利活動法人 あいえるの会

TEL 024-921-3567 FAX 024-925-4558

e-mail officeil@cronos.ocn.ne.jp

担当 外山裕一